

5. 緊急經濟対策

平成5年9月16日

經濟対策閣僚會議

目 次

I. 規制緩和等の推進

- 1 規制緩和等の実施
- 2 地域開発等プロジェクトの推進
- 3 着実な実施を確保するためのフォロー・アップ
- 4 引き続き規制緩和を推進するための措置
 - (1) 独占禁止法の適用除外制度の見直し
 - (2) 報告等に係る国民負担の軽減
 - (3) 苦情処理、広報・公聴活動の充実

II. 円高差益の還元

- 1 公共料金等の円高差益還元等
- 2 一般輸入消費財等の円高差益還元
- 3 国民への円高差益還元機会の提供
- 4 情報収集の強化・充実及び消費者への情報提供の強化
- 5 実施状況の点検

Ⅲ. 厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成

1 厳しい経済情勢等への対応

- (1) 生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進
- (2) 災害復旧事業等の推進
- (3) 住宅投資の促進
- (4) 構造調整に資する設備投資の促進
- (5) 中小企業対策等
- (6) 雇用対策
- (7) 税制上の措置
- (8) 金融の円滑化と金融政策の機動的運営

2 調和ある対外経済関係の形成

- (1) 輸入の促進等
- (2) OTOにおける苦情処理体制の充実・強化の検討

以上の対策を講ずるほか、

- 1 経済社会構造の変革に向けての検討
- 2 抜本的な税制改革の検討

を行う。

我が国経済は、公共投資や住宅投資には回復の動きが見られるものの、個人消費や民間設備投資の低迷に加え、急激な円高や災害、異常気象による影響もあって、回復に向けた動きにも足踏みがみられる。また、経済の先行きに対する中期的な不透明感も広がるなど今後の景気回復には予断を許さないものがある。

このような現下の経済の緊急状況を克服し、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させていくことは、現内閣に課された喫緊の課題である。

政府は、昨年3月以来、3次にわたる経済対策と景気に配慮した平成5年度予算を通じて今次の景気低迷に鋭意対処してきたところであるが、以上のような認識に立って下記のとおり緊急経済対策を講ずることとした。本対策は、現内閣がその成立後間もなくその準備に着手した規制緩和と円高差益還元の両施策のほか、円高の影響や災害による被害への財政措置を伴う対応等国民が直面する厳しい経済情勢に対し速効的に対応しうる幅広い諸施策から成り立っている。

また同時に、本対策は、現下の経済情勢に即応するのみならず、生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構築、活力ある社会を創造するための経済発展基盤の整備、調和ある対外経済関係の形成といった我が国の中長期的な課題の解決に向けて大きく第一歩を踏み出すものである。

政府としては、本年度予算や今年4月に決定された総合的な経済対策を引き続き着実に実施し、その効果を速やかかつ十分に発現させる一方、本対策を早急に実行に移すことにより先行き不透明感を払拭しつつ、景気回復への動きを確固たるものとし、もって、国民生活の向上と成長力の充実・強化、並びに調和ある対外経済関係の形成に資することを期待する。

記

I. 規制緩和等の推進

内需拡大や輸入促進に直接的な効果があり、また経済構造を変革していくための新たな第一歩につながる公的規制の緩和等を推進するとともに、手続きの簡素化・円滑化を図ることにより経済の活性化を図るほか、公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、国民生活の質の向上や民間活力の発揮を確保するため、引き続き公的規制の緩和等を推進する。

1. 規制緩和等の実施

新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセス改善を通じた輸入の促進、申請負担の軽減による経済的コストの削減等を図り、内需の振興、輸入の拡大等を期するため、別紙1のとおり94項目にのぼる公的規制の緩和等を行う。

2. 地域開発等プロジェクトの推進

地域開発等プロジェクトの実施を円滑に進めるため、各種許認可等事務手続きの迅速化及び関係省庁間の調整の円滑化を一層推進する。とりわけ、本年度内の申請・審査に係るプロジェクトに関する事務手続きの処理期間を大幅に短縮するよう努めるものとする。

3. 着実な実施を確保するためのフォロー・アップ

1及び2に掲げる措置を着実に推進するため、必要に応じ行政監察機能を活用しつつ、フォロー・アップを行う。このうち、2に掲げる措置については、大規模な地域開発等プロジェクトに係るものを中心として、措置の着実な実施を図るための推進方策（体制を含む。）の在り方を検討する。

4. 引き続き規制緩和を推進するための措置

1に掲げる措置のほか、以下により、引き続き、公的規制の緩和等を推進する。

(1) 独占禁止法の適用除外制度の見直し

独占禁止法の適用を除外している個別の法律に基づく適用除外カルテル等制度の見直しについて、平成7年度末までに結論を出すこととし、関係省庁による連絡会議を開催する等見直し推進体制の整備を図る。また、消費者利益確保の観点から、本制度の運用には厳正に対処するとともに、独占禁止法の適用除外の要件を欠き独占禁止法違反行為と認められる行為を積極的に排除する。

(2) 報告等に係る国民負担の軽減

申請、届出、報告（統計報告を含む。）等に係る国民負担の軽減を積極的に推進するため、本年末を目途に、具体的推進方策を策定する。

(3) 苦情処理、広報・公聴活動の充実

市場アクセスの改善に資する規制の緩和を促進するため、市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）において苦情処理体制の充実・強化に向けて速やかに検討を行う。

また、規制緩和に関する国民の声を広く収集し、各省庁の施策に反映させるため、広報・公聴活動の積極的展開を図る。

II. 円高差益の還元

最近の急速な円高の進展にかんがみ、円高の効果が、我が国経済の各分野に円滑に浸透し、物価の一層の安定が図られることにより、国民がそのメリットを速やか、かつ十分に享受し得る状況を醸成することが重要である。こうした観点から、別紙2のとおり、以下の円高差益の還元等に係る施策を推進する。

1. 公共料金等の円高差益還元等

(1) 円高差益還元

① 電力10社の円高差益については、暫定料金引下げの形で還元することとし、平成5年11月から11か月間実施する。具体的な還元額はおよそ2,300億円程度（標準的な家庭で月額100円程度）となるものと見込まれる。

なお、北海道電力(株)は、円高差益還元とは別に、国内炭火力から原子力への燃料転換に伴う燃料費の減（約200億円）を原資に、平成5年10月から1年間の暫定料金引下げを実施する（標準的な家庭で月額220円程度の引下げ）。

② 大手ガス3社の円高差益については、暫定料金引下げの形で還元することとし、平成5年11月から11か月間実施する。具体的な還元額はおよそ350億円程度（標準的な家庭で月額135円程度）となるものと見込まれる。

③ 工業用アルコールについては、平成5年11月上旬を目途に、政府売渡価格を平均約4%引き下げる（引下げ総額は年間10億円程度の見込み）。

④ 麦の政府売渡価格については、内外麦の需給、国際価格、為替相場、フレート

の動向等を踏まえ、円高差益を反映させる方向で、できるだけ早期に決定を行うように努める。

- ⑤ KDDの円高差益については、国際電話料金の値下げの形で還元することとし、合理化・効率化等により得られた利益の還元分も含め、平成5年10月中に平均2%程度の値下げを実施する（値下げ総額は平年度で30数億円の見込み）。
- ⑥ 学校給食用物資について、日本体育・学校健康センターから都道府県学校給食会への売渡価格を平成5年10月から脱脂粉乳1kg当たり29円、輸入牛肉1kg当たり30～50円引き下げる（平成5年度下期の還元額約1億円の見込み）。

なお、この他に日本たばこ産業(株)は、喫煙者並びに非喫煙者双方に資する環境対策すなわちスモーキングクリーン強化プランに平成5年11月から着手する。具体的には、公共施設等へクリーンスタンド約5万台（総額約10億円）を提供する。

(2) 内需拡大・利用者サービスの拡充等

- ① 国内航空運賃について、平成5年11月以降随時家族割引等の割引運賃の拡充を行う（家族割引運賃について、適用期間を春休みにまで拡大するとともに、現行の原則25%の割引率を原則35%に拡大する等）。

なお、国際航空運賃については、我が国航空企業の経営状況の改善を待つ方向別格差是正の措置を講ずる。

- ② 鉄道運賃について、平成5年9月以降随時週末用の割引乗車券等新たな割引乗

車券の導入を行う。

- ③ 国内旅客船運賃について、平成5年10月以降随時周遊・回遊に係る運賃の割引率の拡大等を図る。
- ④ 近年の国内産糖事業の合理化等を踏まえて、平成5砂糖年度（5年10月～6年9月）の国内産糖合理化目標価格を引き下げる。

2. 一般輸入消費財等の円高差益還元

円高メリットが速やかに国民生活に還元されるよう、国民生活に関連が深い輸入消費財等を中心として、広く差益還元を促進するための施策を行う。

(1) 関係業界への要請等

円高メリットが速やかに国民生活に還元されるよう、所管省庁から、輸入農林水産物、輸入酒類、石油製品、耐久消費財、非耐久消費財、住宅及び住宅関連資材等個別商品分野ごとを中心に、関係する業界に対し、9月中を目途に、文書により要請を行う。

(2) 小売業界（百貨店、スーパー、中小小売商業等）及び生活協同組合への円高活用プランの策定等について、9月中を目途に文書等により要請を行う。

(3) 独占禁止法の厳正な運用

カルテル、再販売価格維持、並行輸入の不当阻害等の独占禁止法違反行為によって、円高差益の還元が不当に妨げられることのないよう、関連情報の収集に努めるとともに、違反事実が認められた場合には、厳正に対処する。

3. 国民への円高差益還元機会の提供

円高差益還元のフォーラム及びフェア（輸入品フェア、住宅フェア等）等について、9月以降における開催を促進するとともに、総合輸入促進センターの設置等により、国民への円高差益還元機会の提供を図り、併せて円高差益還元への理解を促す。

4. 情報収集の強化・充実及び消費者への情報提供の強化

輸入品価格動向等調査の拡充、物価モニター・国民生活センター及び貿易統計の活用等により、今後、情報収集の強化・充実を図り、円高の価格への反映を注視しつつ、消費者への情報提供を強化する。

5. 実施状況の点検

今後、物価担当官会議等において、上記の施策等の実施状況を点検し、施策の実効性ある推進を図る。